第１５回松本地域公共交通協議会
第１５回松本地域公共交通会議
資料

目　次

ページ

1　松本地域公共交通会議

議案第１号　　松本市営バス四賀循環線の自家用有償旅客運送における区域設定について　・・・　1

議案第２号　　山形村 AI デマンド交通実証運行に伴う実施内容の一部変更について　・・・　5

報告事項　　福祉１００円バス助成事業におけるキャッシュレス化への対応について　・・・　6

2　松本地域公共交通協議会

議案第１号　　松本地域公共交通協議会規約等の一部改正について　・・・　１３

報告事項　　信州型広域バス路線支援制度運行経費補助金の申請について　・・・２６

【添付資料】

1　松本地域公共交通協議会規約

2　松本地域公共交通会議設置要綱

交通会議　議案第1号
８．１０．９
松本市公共交通課

松本市営バス四賀循環線の自家用有償旅客運送における区域設定について

１　趣旨

道路運送法第７９条に基づき、自家用有償旅客運送に必要な国土交通大臣の登録を受けている松本市営バス四賀循環線において、新たに区域設定を行うことについて協議するものです。

２　区域設定の理由

四賀地区からの地元要望を受け、運行事業者との協議の結果、デマンド専用バス停を複数箇所新設することとなりました。デマンド専用バス停の新設に伴い、より効率的にデマンド運行を行うため、市営バス四賀循環線において四賀地区を対象とした区域設定を行います。

３　区域設定の概要（別紙１、２のとおり）

⑴　運送の区域

四賀地区

⑵　区域運行開始日

令和８年１２月１日

４　今後の予定

８．１０　　長野県交通政策課に市営バス四賀循環線における区域設定の届出

８．１２～　市営バス四賀循環線において区域運行開始

別紙１

様式第１－３号

令和８年１０月　　日

長野県知事　殿

名　　称　松本市
住　　所　松本市丸の内３番７号
代表者の氏名　松本市長　臥雲　義尚

自家用有償旅客運送の変更登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項の変更を行いたいので、道路運送法第７９条の７及び同法施行規則第５１条の１１の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．名称、住所、代表者の氏名
名　　称　松本市
住　　所　松本市丸の内３番７号
代表者の氏名　松本市長　臥雲　義尚

２．登録番号
北長市交第１３号

３．自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送

４．変更しようとする事項
（１）路線

	新	旧
起点	―	―
終点	―	―
キロ程	―	―
主たる経過地	―	―

（２）運送の区域

新	四賀地区
旧	―

（３）運送の種別

新	―
旧	―

別紙１

（４）運送しようとする旅客の範囲

新	―
旧	―

（５）事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別

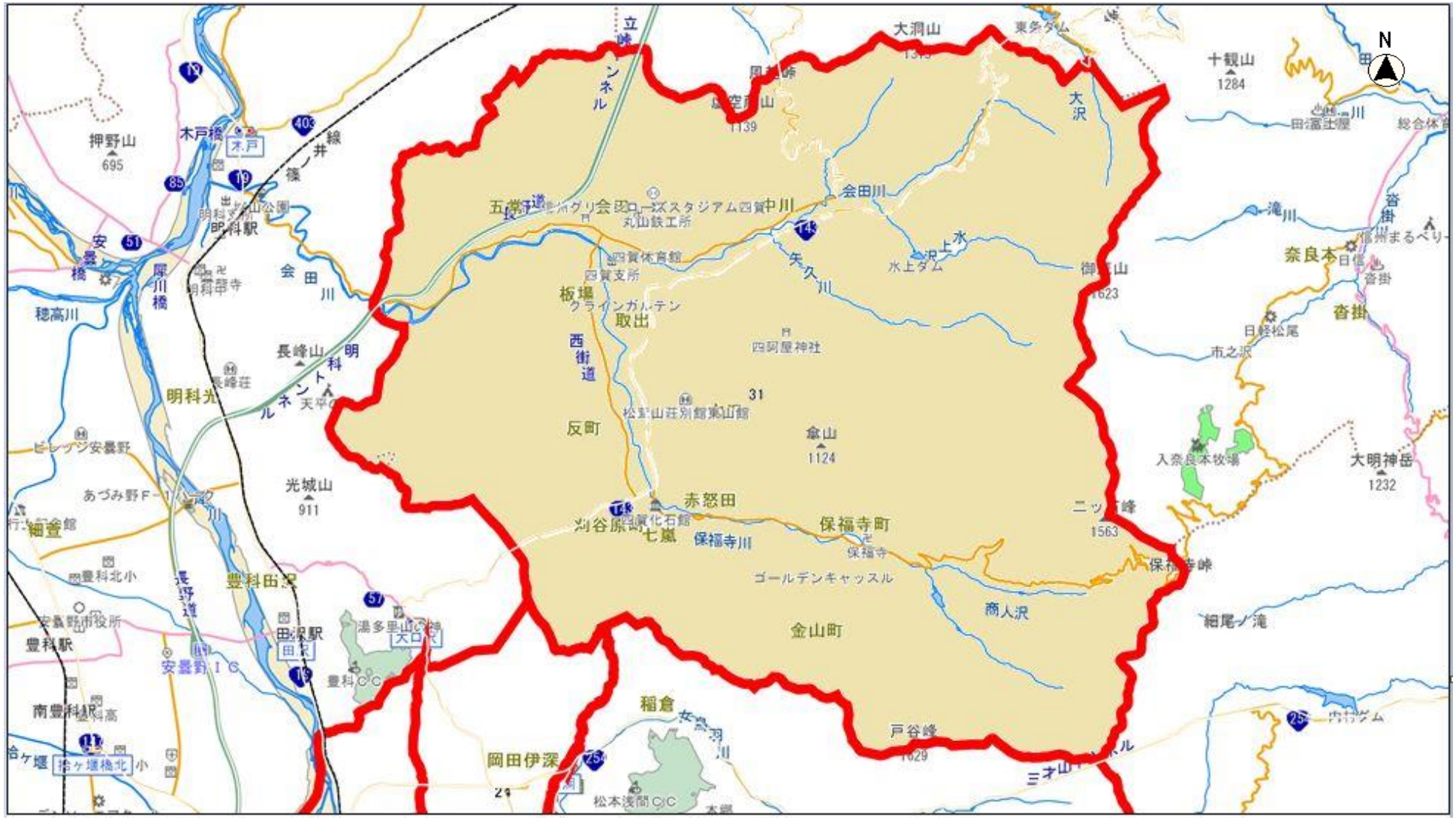
新	―
旧	―

５．変更予定期日

令和８年１２月１日

別紙2

【区域図】四賀地区



この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません。

縮尺　1：80000

1000　500　0　1000　2000　3000　4000

交通会議　議案第２号
８．１０．９
山形村企画振興課

（協議事項）

山形村 AI デマンド交通実証運行に伴う実施内容の一部変更について

１　趣旨

令和８年 12 月から実証運行を予定しているデマンド AI デマンド交通「のるーと山形」において、村関係者や公共交通活性化委員会より寄せられた意見及び運行予定業者等との
協議により、運行方法の一部を変更することを協議するものです。

２　変更点

項目	変更前	変更後	変更理由
法的区分（実証運行）	道路運送法第 21 条	道路運送法第 4 条	道路運送法第 21 条による実証運行を予定していたが、運行委託予定のアルピコタクシー株式会社から、車両登録の観点より 21 条では手続きが困難であるとの要望を受けたため、本格運行への円滑な移行も見据え、当初より道路運送法第 4 条申請に変更することとしたもの。
運行頻度	平日のみ 9 時～17 時	平日のみ 8 時～18 時	村公共交通活性化委員会等からの意見により幅広い住民にご利用いただくため、利用しやすい時間帯に見直し
運行期間	令和 8 年 12 月 ～令和 9 年 2 月	令和 8 年 12 月 ～令和 9 年 3 月	「交通空白」解消緊急対策事業補助金の実施スケジュールに合わせ、令和 9 年 2 月までの実証運行を予定していたものを、令和 9 年 4 月からの本格運行開始に合わせて実施期間を延長
乗降場所	約 100 ポイント	111 ポイント	事務局案にて約 100 ポイントの乗降場所を設ける計画であったが、各区長及び公共交通活性化委員からの意見により利便性の向上を踏まえ、当初より増設

交通会議　報告事項
８．１０．９
松本市公共交通課

（報告事項）

福祉１００円バス助成事業におけるキャッシュレス化への対応について

１　趣旨

令和９年４月から、ぐるっとまつもとバスにおける松本市福祉１００円バス助成事業（以下「福祉１００円バス」という。）の利用による支払方法が、原則としてこれまでの現金払いからキャッシュレス決済となることから、今後の進め方について報告するものです。

２　経過

７．１０．　９　松本地域公共交通会議運賃協議部会で、福祉１００円バスの支払方法の原則キャッシュレス化について協議し、了承と集約

１１．１９　建設環境委員協議会へ松本地域公共交通会議運賃協議部会の協議結果を報告

１２～　　キャッシュレス決済の拡充を含む運賃政策（以下「運賃政策」という。）に係る説明会を、希望地区、民生委員・児童委員協議会及び関係団体に実施

８．　１～　　バス車内での利用者向け周知を開始

３．１４　運賃政策を実施

４～　　交通部職員による出前講座を実施（現在も継続して実施中。実施状況は別紙１のとおり）

６下旬　　庁内関係課で乗込実態調査及び乗務員ヒアリングを実施（調査等結果は別紙１のとおり）

９．１４　松本市議会建設環境・厚生合同委員協議会で、本件を含む今後の進め方を協議し、了承と集約（当日意見は別紙２のとおり）

１５　道路運送法第９条第５項の規定に基づく意見募集の実施（９月３０日まで）

１０．　９　松本地域公共交通会議運賃協議部会で運賃割引キャンペーンの実施について協議

3　福祉１００円バスキャッシュレス化の目的

キャッシュレス化は、単なる支払方法の変更ではなく、次に掲げる効果により利用者の利便性の向上、交通事業者の業務効率化等が図られる、将来にわたって公共交通を維持するために必要な取組みです。

⑴　小銭を用意する煩わしさを解消するとともに、現金の受け渡しや両替対応が減るなど、運賃支払がスムーズとなり、利用者と運転手双方の負担を軽減

⑵　両替が不要となることで停車時間を減らし、運行遅延を短縮

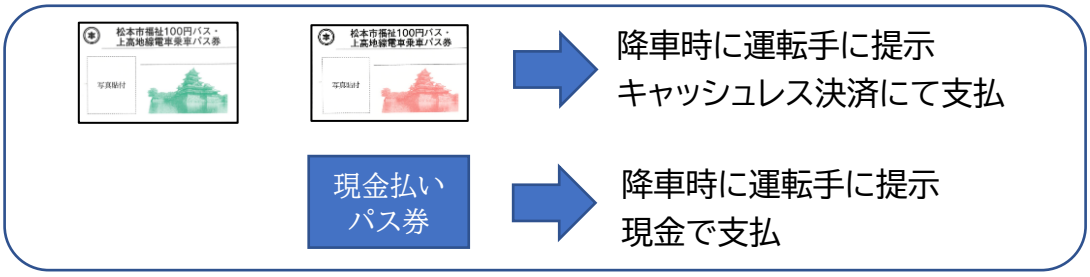
⑶　利用者データを取得し、分析することで、持続可能な路線・ダイヤを構築

4　現金支払の継続と新たなパス券の交付

⑴　令和９年４月以降、福祉１００円バスを利用する場合は、地域連携ＩＣカード「ＫＵＲＵＲＵ」、チケットＱＲ及びクレジット決済での支払が原則となります。

⑵　キャッシュレス決済への移行を推進するため、周知や移行促進策を行います。

⑶　引き続き、現金での支払を希望する方には、申請により、乗務員が確認するための現金専用の新たなパス券を交付します。



⑷　申請は、他のパス券と同様、高齢福祉課、障がい福祉課、西部福祉課、支所出張所及び各地区福祉ひろばで受け付けます。

5　キャッシュレス化の推進に向けたインセンティブの実施

福祉１００円バス利用者に対し、キャッシュレス決済への利用転換を促進するため、キャッシュレスに移行した方を対象とした運賃割引キャンペーン施策を実施します。

⑴　運賃割引

福祉１００円バスをキャッシュレス決済で利用した場合、１乗車につき１００円から２０円割り引き、１乗車につき８０円で乗車できるものとします。

⑵　実施期間

令和８年１２月１日（火）から令和９年２月２６日（金）まで

⑶　対象のキャッシュレス決済

ア　福祉１００円バス専用の地域連携ＩＣカード「ＫＵＲＵＲＵ」【一般路線のみ】

イ　クレジットタッチ決済

ウ　チケットＱＲアプリ

エ　チケットＱＲ紙製プリペイドカード

⑷　対象路線及び運行事業者

区分	対象路線	運行事業者
一般路線	信大横田循環線、横田信大循環線、浅間線、新浅間線、美ヶ原温泉線、北市内線、岡田線、アルプス公園線、鹿教湯温泉線、空港今井線、大久保工場団地・神林線、山形線、寿台線、松原線、内田線、並柳団地線、四賀線、タウンスニーカー北コース、タウンスニーカー東コース、タウンスニーカー南コース、合庁ライナー、南部循環線　（計22路線）	アルピコ交通㈱
コミバス	松本・島内線、南松本・山形線、梓川・波田線、村井・山形線、朝日・波田線　（計5路線）	アルピコ交通㈱ （再委託先:アルピコタクシー㈱）

6　意見募集の結果

別紙３のとおり

7　今後の進め方

⑴　住民及び利用者に対してキャッシュレス決済への移行が円滑に進むよう、新聞広告への掲載や出前講座など、さまざまな機会を捉えながら、運行事業者等と連携し更なる周知を図ります。

⑵　運行事業者において、運輸局に運賃割引に係る事前届出を行います。

別紙１

福祉１００円バスキャッシュレス化の取組状況等

１　これまでの取組状況

⑴　説明会及び出前講座

Ｒ７年度　　３５回　延べ６０１名

Ｒ８年度　　１５回　延べ４６３名（今後、４回実施予定）

⑵　啓発

ア　チラシ、冊子、全線時刻表へ掲載し、希望者に配布

イ　新聞広告（令和８年３月１日付け）

ウ　使い方動画を作成し松本市公式ＹｏｕＴｕｂｅチャンネルで公開

エ　バス車内掲示及び音声アナウンス

オ　窓口でのパス券発行時に、申請者に寄り添った丁寧な説明を実施

２　福祉１００円バス乗込実態調査の結果

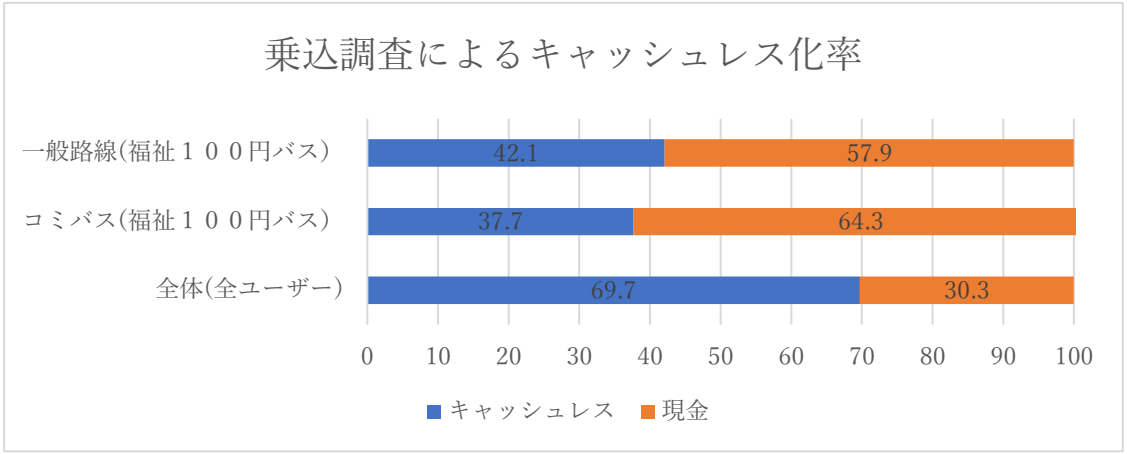
⑴　実施日　　令和８年６月２５日（木）、２９日（月）

⑵　対象路線　福祉１００円バス利用者が多い路線（便）

⑶　実施内容　調査員が路線バスに乗車し、支払状況を確認

⑷　結果

福祉１００円バス利用者のキャッシュレス化率は、一般路線で４２．１パーセント、コミバスで３７．７パーセントでした。



別紙２

建設環境・厚生合同委員協議会における意見等の概要及び市の考え方

No.	意見等の概要	市の考え方
1	キャッシュレス決済のインセンティブとして、１乗車につき２０円割り引いた８０円としたこと及び実施期間を３か月と設定した理由は。	割引金額設定は、現在実施しているキャッシュレス割引とあわせました。 また、実施期間は、長期間の場合は間延びすることを懸念し３か月としました。 なお、松本バスターミナル窓口の繁忙期である３月と４月を避け、１２月から翌２月までとする想定です。
2	時々乗車する方が知らなったことにならないよう、周知啓発をお願いしたい。	承知しました。 キャッシュレス決済への移行が円滑に進むよう、新聞広告への掲載や出前講座など、さまざまな機会を捉えながら、運行事業者等と連携し更なる周知を図ります。 また、松本駅周辺バス降り場でのチラシ配布をはじめ、医療機関及び薬局など、福祉１００円バス対象者の利用が多い施設へのポスター掲出を検討しています。
3	鉄道の上高地線や市営バス、地域バスが対象外の理由は。	令和８年３月に実施した運賃政策及び運賃改定の対象路線ではないことから、対象外と整理しています。

※　福祉１００円バスキャッシュレスキャンペーンに係る意見等のみ掲載

別紙３

道路運送法第９条第５項に基づく意見募集の結果

１　募集期間
令和８年９月１５日（火）から令和８年９月３０日（水）まで

２　告知方法
松本市ホームページ及び関係課窓口にて告知

３　提出方法
⑴　ウェブ回答フォームによる電子申請
⑵　意見用紙の提出（窓口持参、郵送又はファクシミリ）

４　意見提出者
４名

５　意見等の概要

No.	意見等の概要	市の考え方
1	キャッシュレス決済利用促進にはいいキャンペーンだと思う。 ただ、キャッシュレスに慣れていないと、操作ミスや残高不足などで戸惑うケースやバスを利用しなくなることなども起こり得るため、交通系ＩＣカードへのチャージ方法やアプリの利用方法などの詳細も周知した方がいい。	ご賛同いただきありがとうございます。 キャッシュレス決済への移行が円滑に進むよう、新聞広告への掲載や出前講座など、さまざまな機会を捉えながら、運行事業者等と連携し更なる周知を図ります。
2	松本市民は、交通系ＩＣカードの利用経験が少ない傾向にあると考えるため、キャンペーン期間中に各支所や出張所で体験会を実施することが望ましい。	ご意見として承ります。 地域連携ＩＣカードシステムは、セキュリティの都合上、読取機を所定の場所から持ち出すことは困難ですが、手製の模型を活用するなど工夫します。
3	現行の１乗車１００円は、十分に手頃であり、これ以上の割引は必要ないと考える。 割引によってバスの運行環境などに影響が及ぶことも懸念される。 また、８０円のようなキリの悪い金額設定にすると、紙製プリペイドカードなどでは、使い切れない残金が生じやすくなる可	ご意見として承ります。 本件は、キャッシュレス決済促進を目的とした一時的なキャンペーンであることをご理解いただけますと幸いです。

	能性もあるため、１００円のままが望ましいと思われる。	
４	キャッシュレス決済は、高齢者から何かと反発が多いと思うが、積極的に進めてほしい。非常に良い取り組みだと思う。	ご賛同いただきありがとうございます。 キャッシュレス決済の推進に向けて、引き続き丁寧な説明を図ります。

協議会　議案第１号
８．１０．９
松本市公共交通課

松本地域公共交通協議会規約等の一部改正について

１　趣旨

松本地域公共交通協議会規約・松本地域公共交通会議設置要綱・松本地域公共交通会議運賃協議部会設置規程について、組織運営におけるガバナンスの実効性を担保するため、「松本市実行委員会等の運営に関する規程」に基づき、所要の改正を行うものです。

２　改正内容

⑴　松本地域公共交通協議会規約

ア　専決処分に係る内容

イ　外部監査に係る内容

⑵　松本地域公共交通会議設置要綱

専決処分に係る内容

⑶　松本地域公共交通会議運賃協議部会設置規程

専決処分に係る内容

３　新旧対照表

⑴　松本地域公共交通協議会規約新旧対照表（別紙１）

⑵　松本市公共交通会議設置要綱新旧対照表（別紙２）

⑶　松本市公共交通会議運賃協議部会設置規程新旧対照表（別紙３）

４　改正日

令和８年１０月９日

５　別途定める事項に係る詳細規程の追加

⑴　松本地域公共交通協議会規約

事務局処務規程（別紙４）、財務規程（別紙５）、印章管理に関する規程（別紙６）

⑵　松本地域公共交通会議設置要綱

印章管理に関する規程（別紙７）

⑶　松本地域公共交通会議運賃協議部会設置規程

印章管理に関する規程（別紙８）

６　今後の進め方

⑴　令和８年度決算分から従来の監査委員に加えて、外部の監査を実施します。

⑵　改正後の規程に基づき、交通協議会を運営していきます。

別紙１

松本地域公共交通協議会規約新旧対照表

旧	新
	（専決処分） 第７条　会長は、交通協議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとき、又は交通協議会の掌握事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。 ２　会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の交通協議会において報告しなければならない。
（部会） 第７条　会長は、必要に応じ、交通協議会に部会を設置することができる。 ２　部会について必要な事項は、会長が別に定める。	（部会） 第８条　会長は、必要に応じ、交通協議会に部会を設置することができる。 ２　部会について必要な事項は、会長が別に定める。
（事務局） 第８条　交通協議会の業務を処理するため、交通協議会に事務局を置く。 ２　事務局は、松本市交通部公共交通課に置く。 ３　事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。 ４　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。	（事務局） 第９条　交通協議会の業務を処理するため、交通協議会に事務局を置く。 ２　事務局は、松本市交通部公共交通課に置く。 ３　事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。 ４　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
（経費の負担） 第９条　交通協議会の運営に要する経費は、松本市、山形村及び朝日村の負担金、国からの補助金、その他の収入をもって充てる。	（経費の負担） 第１０条　交通協議会の運営に要する経費は、松本市、山形村及び朝日村の負担金、国からの補助金、その他の収入をもって充てる。
（監査） 第１０条　交通協議会に監査委員２名を置く。 ２　交通協議会の出納の監査は、会長が指名する規約第４条の委員がこれを行う。 ３　前項の規定により指名を受けた監査委員	（監査） 第１１条　交通協議会に監査委員３名を置く。 ２　監査委員は、規約第４条の委員及び税理士、公認会計士又はそれらに準じる者のうちから会長が指名し、交通協議会の出納の監査を行う。 ３　監査委員は、交通協議会の会計処理が公正

は、監査の結果を会長に報告しなければならない。	かつ適正に行われているかを専門的に検証し、会計監査基準に則った手続（帳簿点検、証憑確認等）の実施及び監査の結果を文書に取りまとめる。 ４　監査委員は、監査結果を会長に報告しなければならない。
（財務に関する事項） 第１１条　交通協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。	（財務に関する事項） 第１２条　交通協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。
（報酬及び費用弁償） 第１２条　会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。ただし、交通協議会と松本地域公共交通会議の委員を併任する者が、同一日程で連続性のある会議として開催された交通協議会と松本地域公共交通会議に出席する場合は、いずれか一方の会議の報償費及び費用弁償を支払わないものとする。 ２　前項に定める報酬及び費用弁償の額、支給方法等については、松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例（昭和２６年３月１９日条例第８号）の例による。	（報酬及び費用弁償） 第１３条　会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。ただし、交通協議会と松本地域公共交通会議の委員を併任する者が、同一日程で連続性のある会議として開催された交通協議会と松本地域公共交通会議に出席する場合は、いずれか一方の会議の報償費及び費用弁償を支払わないものとする。 ２　前項に定める報酬及び費用弁償の額、支給方法等については、松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例（昭和２６年３月１９日条例第８号）の例による。
（交通協議会が解散した場合の措置） 第１３条　交通協議会が解散した場合には、交通協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。	（交通協議会が解散した場合の措置） 第１４条　交通協議会が解散した場合には、交通協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。
（補則） 第１４条　この規約に定めるもののほか、交通協議会の事務の運営上必要な事柄が生じた場合は、交通協議会に諮り決定する。	（補則） 第１５条　この規約に定めるもののほか、交通協議会の事務の運営上必要な事柄が生じた場合は、交通協議会に諮り決定する。

別紙２

松本公共交通会議設置要綱新旧対照表

旧	新
	（専決処分） 第７条　会長は、交通会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとき、又は交通会議の掌握事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。 ２　会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の交通会議において報告しなければならない。
（部会） 第６条　会長は、必要に応じ、交通会議に部会を設置することができる。 ２　部会について必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。	（部会） 第８条　会長は、必要に応じ、交通会議に部会を設置することができる。 ２　部会について必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。
（報酬及び費用弁償） 第７条　会長及び委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。ただし、松本地域公共交通協議会と交通会議の委員を併任する者が、同一日程で連続性のある会議として開催された松本地域公共交通協議会と交通会議に出席する場合は、いずれか一方の会議の報償費及び費用弁償を支払わないものとする。 ２　前項に定める報酬及び費用弁償の額、支給方法等については、松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例（昭和２６年３月１９日条例第８号）の例による。	（報酬及び費用弁償） 第９条　会長及び委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。ただし、松本地域公共交通協議会と交通会議の委員を併任する者が、同一日程で連続性のある会議として開催された松本地域公共交通協議会と交通会議に出席する場合は、いずれか一方の会議の報償費及び費用弁償を支払わないものとする。 ２　前項に定める報酬及び費用弁償の額、支給方法等については、松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例（昭和２６年３月１９日条例第８号）の例による。

（庶務） 第８条　交通会議の庶務は、松本市交通部公共交通課において処理する。 （補則） 第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。	（庶務） 第１０条　交通会議の庶務は、松本市交通部公共交通課において処理する。 （補則） 第１１条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

別紙３

松本公共交通会議運賃協議部会設置規程新旧対照表

旧	新
	（専決処分） 第７条　部会長は、運賃協議部会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとき、又は運賃協議部会の協議事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。 ２　部会長は、前項の規程により専決処分をしたときは、これを次の運賃協議部会において報告しなければならない。
（協議結果の取扱い） 第７条　運賃協議部会において協議が調った事項について、委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。	（協議結果の取扱い） 第８条　運賃協議部会において協議が調った事項について、委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。
（報酬及び費用弁償） 第８条　部会長及び委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。ただし、松本地域公共交通会議の委員を併任する者が、同一日程で連続性のある会議として開催された運賃協議部会に出席する場合は、同条の規程による報償費及び費用弁償を支払わないものとする。 ２　前項に定める報酬及び費用弁償の額、支給方法等については、松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例（昭和２６年３月１９日条例第８号）の例による。	（報酬及び費用弁償） 第９条　部会長及び委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。ただし、松本地域公共交通会議の委員を併任する者が、同一日程で連続性のある会議として開催された運賃協議部会に出席する場合は、同条の規程による報償費及び費用弁償を支払わないものとする。 ２　前項に定める報酬及び費用弁償の額、支給方法等については、松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例（昭和２６年~~３月１９日~~条例第８号）の例による。

（庶務） 第９条　　運賃協議部会の庶務は、松本市交通部公共交通課において処理する。 （その他） 第１０条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、部会長が別に定める。	（庶務） 第１０条 運賃協議部会の庶務は、松本市交通部公共交通課において処理する。 （その他） 第１１条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、部会長が別に定める。

別紙４

松本地域公共交通協議会事務局処務規程

（趣旨）

第１条　この規程は、松本地域公共交通協議会規約第９条の規定に基づき、松本地域公共交通協議会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（分掌事務）

第２条　事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

⑴　松本地域公共交通協議会及び松本地域公共交通会議の準備、開催及び運営に関すること。

⑵　関係機関及び関係団体等との連絡調整に関すること。

⑶　総会及び役員に関すること。

⑷　予算及び決算に関すること。

⑸　収入及び支出に関すること。

⑹　諸規程に関すること。

⑺　文書の収発、保存及び廃棄に関すること。

⑻　物品の購入及び管理に関すること。

⑼　印章の管守に関すること。

⑽　松本地域公共交通協議会及び松本地域公共交通会議開催に必要な事務に関すること。

（職及び職務）

第３条　事務局に、事務局長、事務局次長、次長補佐及びその他の職員を置く。

２　事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を総括し、事務局職員を指揮監督する。

３　事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

４　次長補佐は、事務局次長を補佐し、その命を受けて事務を処理する。

５　職員の事務分担は、事務局長が別に定める。

（服務）

第４条　事務局職員の服務については、松本市職員の例によるものとする。

別紙５

松本地域公共交通協議会財務規程

（趣旨）

第１条　この規程は、松本地域公共交通協議会規約第１２条の規定に基づき、松本地域公共交通協議会（以下「交通協議会」という。）における財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第２条　交通協議会における財務及び会計に関しては、この規程に定めるもののほか、松本市財務規則（平成３年松本市規則第１０号）その他松本市の関係規程の例によるものとする。

（出納責任者）

第３条　交通協議会事務局に、出納責任者を置く。

２　出納責任者は、事務局長とし、実行委員長が任命する。

３　出納責任者は、会長の命を受け、金銭の出納その他の会計事務を行う。

（善管注意義務等）

第４条　出納責任者は、善良な管理者の注意をもって、現金その他の資産を取り扱わなければならない。

２　出納責任者は、全ての金銭を会長が指定する金融機関に預け入れて保管しなければならない。ただし、止むを得ない理由のあるときは、この限りでない。

（関係書類）

第５条　出納責任者は、会計に関する諸帳簿として、次のものを常に整理し、保管しておかなければならない。

⑴　出納帳
⑵　銀行勘定帳
⑶　予算差引簿
⑷　収入・支出証書
⑸　予算書
⑹　決算書
⑺　備品台帳
⑻　その他必要な帳簿

２　前項に掲げるもののほか、必要に応じ、別に補助簿を設けることができる。

３　帳簿は、収入伝票、支出伝票その他証拠となるべき書類により、正確かつ明瞭に記載しなければならない。

（予算の作成）
第６条　出納責任者は、毎年度総会までに翌年度の予算見積書及び附属書類を作成し、実行委員長に提出しなければならない。
２　予算は、収入にあってはその性質、支出にあってはその目的に従って、大科目及び中科目に区分する。

（予算の補正）
第７条　既決の予算に追加その他変更を加える必要が生じたときは、前条の規定に準じて補正予算を作成するものとする。

（予備費の充用）
第８条　予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、支出予算に予備費を計上することができる。
２　予備費の充用は、実行委員長の承認を受けなければならない。

（収支手続）
第９条　出納責任者は、収入又は支出の必要があるときは、その収支の原因となる書類に基づいて、収入伝票又は支出伝票を作成し、記載区分に従って処理しなければならない。

（支払）
第１０条　支払は、適正な支払請求書の提出のあった日から原則として３０日以内に行うものとする。
２　支払をしたときは、債権者の領収書又はこれに代わる証拠書類を徴さなければならない。
３　支払について、銀行振込等を行った場合は、取引銀行等の出納印のある受取書類をもって、領収書に代えることができる。
４　特別の理由により、領収書を徴することが難しい場合は、出納責任者は、その理由を記した支払証明書により処理することができる。

（決算）
第１１条　出納責任者は、毎会計年度終了後２か月以内に決算を調製し、証書類と併せて会長に報告しなければならない。

別紙６

松本地域公共交通協議会の印章管理に関する規程

第１条　松本地域公共交通協議会（以下「交通協議会」という。）の使用する印章及びその管理は、この規程によるものとする。

第２条　交通協議会の使用する印章の名称、寸法及びその数は、次のとおりとする。

⑴　印章の名称　松本地域公共交通協議会長之印

⑵　寸法　２４方ミリメートル

⑶　数　１個

２　印章を登録するため、交通協議会に印章台帳を置き、印章の名称、印影、寸法、数、改廃の経過その他必要な事項を記録するものとする。

第３条　印章は、事務局長が責任をもって管守しなければならない。

２　印章は、金庫その他鍵のかかる場所に保管するものとする。

第４条　印章を使用しようとするときは、押印しようとする文書及び当該文書に係る決裁書類を事務局長に提示して、その照合を受けるものとする。

別紙７

松本地域公共交通会議の印章管理に関する規程

第１条　松本地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の使用する印章及びその管理は、この規程によるものとする。

第２条　交通会議の使用する印章の名称、寸法及びその数は、次のとおりとする。

⑴　印章の名称　松本地域公共交通会議長之印

⑵　寸法　２１方ミリメートル

⑶　数　１個

２　印章を登録するため、交通会議に印章台帳を置き、印章の名称、印影、寸法、数、改廃の経過その他必要な事項を記録するものとする。

第３条　印章は、事務局長が責任をもって管守しなければならない。

２　印章は、金庫その他鍵のかかる場所に保管するものとする。

第４条　印章を使用しようとするときは、押印しようとする文書及び当該文書に係る決裁書類を事務局長に提示して、その照合を受けるものとする。

別紙８

松本地域公共交会議運賃協議部会の印章管理に関する規程

第１条　松本地域公共交通会議運賃協議部会（以下「運賃協議部会」という。）の使用する印章及びその管理は、この規程によるものとする。

第２条　運賃協議部会の使用する印章の名称、寸法及びその数は、次のとおりとする。

⑴　印章の名称　松本地域公共交通会議運賃協議部会長之印

⑵　寸法　２４方ミリメートル

⑶　数　１個

２　印章を登録するため、運賃協議部会に印章台帳を置き、印章の名称、印影、寸法、数、改廃の経過その他必要な事項を記録するものとする。

第３条　印章は、事務局長が責任をもって管守しなければならない。

２　印章は、金庫その他鍵のかかる場所に保管するものとする。

第４条　印章を使用しようとするときは、押印しようとする文書及び当該文書に係る決裁書類を事務局長に提示して、その照合を受けるものとする。

協議会　報告事項
８．１０．９
松本市公共交通課

（報告事項）

信州型広域バス路線支援制度運行経費補助金の申請について

１　趣旨

信州型広域バス路線支援制度運行経費補助金の交付を受けるため、対象路線に係る運行計画書及び事業計画書の提出について報告するものです。

なお、本補助金の申請により、令和９年度松本地域公共交通協議会収支予算に影響が生じる見込みです。

２　信州型広域バス路線支援制度補助金について（概要）

本支援制度は、長野県が独自に設けたバス路線の赤字補填に加え、走行距離に応じた補助や乗務員の処遇改善を行うことで、人口減少が進む地域でも生活・観光バスを安定的に運行できるようにする制度です。

３　予算への影響について

本補助金の交付決定に伴い、令和９年度収支予算において、県補助金が増額となる見込みです。

４　補助金申請額

３４，６２８千円（予定）